

中野区教育委員会会議録

令和4年第36回定例会

令和4年12月2日

中野区教育委員会

令和4年第36回中野区教育委員会定例会

○日時

令和4年12月2日（金曜日）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 10時57分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会委員	岡本 淳之
教育委員会教育長職務代理者	村杉 寛子
教育委員会委員	平本 紋子
教育委員会委員	伊藤 亜矢子

○欠席委員

教育委員会教育長	入野 貴美子
----------	--------

○出席職員

教育委員会事務局次長	濱口 求
参事（子ども家庭支援担当）	小田 史子
子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長	渡邊 健治
子ども政策担当課長	青木 大
指導室長	齊藤 光司
学校教育課長	松原 弘宜
子ども教育施設課長	藤永 益次

○書記

教育委員会係長	香月 俊介
教育委員会係	伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長職務代理者	村杉 寛子
教育委員会委員	伊藤 亜矢子

○傍聴者数

9人

○議事日程

1 教育委員会委員の議席の指定

2 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

① 11月19日 江原小学校開校70周年記念式典

(2) 事務局報告

① 中野本郷小学校の代替校舎へのスクールバスの運行について（子ども・教育政策課、学校教育課、子ども教育施設課）

② 第1期中野区子どもの権利委員会の中間答申について（子ども・教育政策課）

③ 学習支援事業の拡充に係る事務処理について（子ども・教育政策課）

④ 教育長の臨時代理による事務処理について（指導室）

⑤ 谷戸小学校増築工事について（子ども教育施設課）

⑥ 中野本郷小学校の新校舎整備について（子ども教育施設課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

村杉教育長職務代理者

開会前ですが、本日、所用により、入野教育長が委員会を欠席いたします。本日の会議については、私が教育長職務代理者として進行を行いますので、ご承知おきください。

また、本日は、岡本委員がオンラインで会議に参加いたしますのでよろしくお願いいたします。岡本委員、よろしいでしょうか。

岡本委員

はい。よろしくお願いいたします。

村杉教育長職務代理者

定足数に達しましたので、教育委員会第 36 回定例会を開会いたします。

初めに、令和 4 年 12 月 1 日付けで教育委員会委員の就任がございましたので、ご紹介いたします。平本紋子委員です。一言ご挨拶をいただきたいと思います。

平本委員

このたび、教育委員を拝命いたしました平本紋子と申します。皆様に教えていただくことばかりかと思いますが、弁護士の立場として、また、中野区で子育てをしている保護者の立場として、少しでも中野区の子どもたちのために前向きな教育に関われるよう、尽力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

村杉教育長職務代理者

平本委員、これからもよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の会議録署名委員は伊藤委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配布の議事日程のとおりです。それでは日程に入ります。

初めに、中野区教育委員会委員の議席の指定をいたします。中野区教育委員会会議規則第 7 条の規定により、ただいまご着席いただいている席を平本委員の議席に指定します。

次に、報告事項に入ります。

<教育長及び委員活動報告>

村杉教育長職務代理者

初めに、教育長及び委員活動報告をいたします。事務局からご報告願います。

子ども・教育政策課長

それでは、教育長及び委員の活動報告をいたします。11 月 19 日江原小学校開校 70 周年

記念式典に入野教育長が参加をされました。

説明は以上でございます。

村杉教育長職務代理者

各委員から補足、質問、その他の活動報告がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、私からご報告をさせていただきます。11月27日の日曜日に、中野区の2回目の防災訓練がありました。桃園第二小学校で行われました。入野教育長ともお会いいたしました。今回の訓練は医療救護班をつくり、模擬の患者が35名くらいいまして、トリアージを受けて、その後、医療救護所に行き、そこで応急処置の模擬をやり、そして、さらに後方病院が必要な場合はそこから搬送するということで、中野総合病院の入江院長以下スタッフが中野総合病院のブースをつくっていらして、それで搬送するという災害時を想定した訓練を行いました。

以上、ご報告いたします。

その他、発言がなければ、委員活動報告を終了します。

<事務局報告>

村杉教育長職務代理者

続いて、事務局報告に移ります。事務局報告の1番目、「中野本郷小学校の代替校舎へのスクールバスの運行について」及び事務局報告の6番目、「中野本郷小学校の新校舎整備について」は関連しますので、一括して報告をお願いいたします。

子ども教育施設課長

それでは、中野本郷小学校の新校舎整備について、報告いたします。中野本郷小学校の改築につきましては、現在、基本設計・実施設計を行っているところでございます。今般、当該小学校について多くの民地と接していることや、検討中の建物の形状と建設に対して、狭小な周辺道路等の状況から、境界にかかる各種調整や工事期間の長期化により、整備スケジュールが当初に比べ遅れることが明らかとなったため、報告するものでございます。

1、新校舎整備スケジュールでございます。現在、基本設計・実施設計を実行しております。令和8年度中、9月頃の新校舎供用開始を目指してございました。しかし、先ほどご説明しましたとおり、供用開始の時期が半年ほど遅れ、令和9年度の4月供用開始、開校延期になってございます。

2、スケジュール変更の主な要因でございます。(1)境界にかかる各種調整でございます。

中野本郷小学校は境界を接する民地が多く、これら民地との越境調査・調整や所有権境の確認手続などに時間を要するということが一つでございます。

もう一つは、(2)工事期間の長期化でございます。隣接する道路が非常に狭く、工事車両の搬入に限られるなど、敷地形状から整備工事に時間を要するものでございます。

3、今後の予定でございます。12月13日に改築推進委員会を經まして、17日、19日で地域へ説明させていただきたいと考えてございます。

ご報告は以上です。

学校再編・地域連携担当課長

それでは、中野本郷小学校の代替校舎へのスクールバス運行について報告をいたします。

中野本郷小学校は、令和6年度より校舎の建替え工事を行うこととしております。工事期間中は旧向台小学校を代替校舎として使用するため、児童は現在の通学区域を超え、遠距離通学をする児童も生じます。このため、旧向台小学校を代替校舎として使用する間も児童が安心して通学し、これまでと変わらない学校生活を送ることができるようスクールバスを運行するものでございます。

1、代替校舎に通学する児童でございますが、表のとおり、令和4年度時点において、3歳児から小学4年生の児童が、令和6年度から令和8年度の間、代替校舎に通学することとなります。

2、中野本郷小学校通学区域の通学児童数でございますけれども、令和4年5月13日現在で304人でございます。学年別は表のとおりでございます。

3、通学距離及び所要時間等でございますけれども、中野本郷小学校通学区域で最も遠い地域は本町六丁目43番で、中野本郷小学校までの直線距離で約0.9kmですが、代替校舎までは約1.8kmとなります。所要時間につきましても、現在の約2倍となり、一番遠い児童は徒歩で約45分程度かかる見込みでございます。

裏面をごらんください。4番、現在の中野本郷小学校と代替校舎の位置を示してございます。また、赤の実線は小学校の通学区域、グレーで網かけをしている部分は想定しているスクールバスの対象区域でございます。また、スクールバスの運行ルートは、オレンジ色の点線と、紫色の点線であらわしてございます。

5、現時点での想定案でございますが、スクールバスの利用対象児童は鍋横通りと中野通りより西側に居住する児童でございます。上の図では黄緑色の線が鍋横通り、それから、中野通りを示してありまして、それよりも西側の地域、グレーの網かけの部分に居住して

いる児童を想定しております。それから、乗降場所でございますけれども、まず朝の登校時につきましては、青梅街道と鍋横通りから乗りまして、山手通りで降りることを想定しております。下校時はその逆となります。

運行ルートにつきましては、4の図のとおり、登校時はオレンジ色の点線でございますけれども、鍋横通りから青梅街道に出て、中野通りを南下して、本郷通りを東に向かって旧向台小学校を通り過ぎて、山手通りで下車するものでございます。下校時につきましては、山手通りから青梅街道を西に向かって中野通り、そして鍋横通りに戻ってくるといった想定をしているところでございます。これにつきましては、現時点での想定でございますので、今後詳細等につきましては、中野本郷小学校改築推進委員会等で協議をしていきたいと考えています。

今後の日程でございますけれども、13日に中野本郷小学校改築推進委員会で説明し、17日、19日にも地域説明会を実施する予定でございます。

報告は以上でございます。

村杉教育長職務代理者

ただいまの報告につきまして、質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

伊藤委員

二つございます。一つは質問なのですがけれども、新校舎整備のスケジュールの変更につきまして、ご説明ありがとうございました。確認のような質問で恐縮なのですが、民地との越境調査等で時間がかかるということが新たにわかったということなのですが、これは実際に現地でいろいろなことを、準備をし始めて、わかったというか、事前に予測ができなかったことと捉えてよろしいのかどうかということが一つです。と申しますのも、スケジュールの変更はすごくたくさんの方に影響があるので、なるべく避けたいところではありますが、実際には避けがたいこともあるのだろうと想像しておりまして、そのあたりのことを可能な範囲で少し教えていただければと思いました。それが1点です。

あともう一つは、スクールバスのことなのですが、やはり時間をお聞きしても45分という長い時間がかかってしまうこともございますので、バスということが一番合理的なのかなと思うのですが、都市部を走るバスなので、渋滞で遅れてしまうなどの運行上の問題ですとか、あとはスクールバスの車内での安全、いろいろなお子さんが学年を超えて乗車するので、その中でなるべく安全に、学びの場にもなるような形で過ごせるような工夫ですとか、実際に始めてみると考慮しなければいけないことがすごくあると思うので、

幸いあと1年ぐらい準備期間があると思いますので、そういった運行の細かなことも含めて、丁寧に準備を進めて、くれぐれも安全で楽しい学校生活が保たれるようお願いしたいなと思いました。

以上です。

子ども教育施設課長

先ほどの民地との所有権境の手続の件ですけれども、事前にある程度の状況把握をしてございました。ただ、今般設計を進めておりますし、その事前作業として設計の委託の前、ちょうど去年ぐらいですけれども、当該用地の状況とかを把握していく中で、想像以上に民地がすごく多くて調整が必要。また、現地を見ていただくと、民地の方で、ある程度の方というか、一定程度の方が越境している状況が見られると。これについて、建設の中で、調整するとかなりの時間を要してしまうと。ですので、事前に設計の段階でやっていくということを考えていただくと、かなりスケジュールが遅れるなというところがわかりました。

ただ、そういう所有権境の延長と同じく、また、具体的には解体とか建築とかの工事の入線を調整したところ、半年が今、仕方がない範囲かなというところでのご報告でございます。今後この経験を生かして、また建設が続きますので、しっかりとやっていきたいと考えてございます。

以上です。

学校再編・地域連携担当課長

私からは、スクールバスのことについてお伝えいたします。まず、都市部を走るということで、バスの運行時間ですけれども、現在、想定しておりますのは、恐らくバスの運行する時間、乗ってから降りるまでの時間はスムーズにいけば10分程度ということになります。こちらにつきましては、登校時、大体7時55分頃からの想定をしております、実際に車で現場を走ってみました。思いのほか、その日は道が空いていまして、渋滞せずにスムーズに行けたといったところでした。下校時につきましては、学年によって下校の時間等が、若干変わるのですけれども、2時少し前ぐらいから走ってみたところ、空いていたというところだったので、同様の時間だろうと今は想定しているところです。ただ、道路ですので、天候によって、あるいはその道路の状況によって、変わってくるものとは想定はしておりますので、ゆとりを持った時間を想定しなければならないだろうとは考えております。

それから、バスの乗り降りも含めた安全対策ということについては、これからしっかり検討しなければならないだろうと思っております。特に、小学校1年生から小学校6年生

の子が乗るといえるときには、道路から大きなバスに乗りますので、その安全確保、それから乗ったバスの中での安全確保というものは大事にしなければならないと。どこまでできるかということについて、これから詳細に検討していきたいと考えているところです。

伊藤委員

いろいろお考えいただいている、詳細をお聞きできて安心いたしました。まだまだいろいろな課題が出てくると思いますので、くれぐれも丁寧に考えていただけたらありがたいと思っています。

それと、今お話を伺っていて、もう一つ、お聞きできたらと思ったのですが、登校は皆さん同じ時間だと思うのですが、下校は低学年と高学年で異なっていたり、いろいろなことが想定されるのですけれども、そのあたり、もしまだ細かいことまではわからないとは思いますが、今想定されている範囲で何かこういった対応をされるということがあったら、教えていただければと思いました。

学校再編・地域連携担当課長

下校時は確かに、学年によって下校の時間が変わりますので、それに対応するようなバスの運行が必要になってくるだろうと想定しているところです。

平本委員

ご説明ありがとうございました。1点、保護者としての目線なのではございますけれども、やはり保護者としては、子どもにスクールバスを利用させるに当たって、特に昨今、熱中症等の死亡事故等も発生しておりましたので、置き去り防止の点、それからコロナ禍というイレギュラーな中、来年度どうなるかわからないのですけれども、なかなか子どもが自分で意思を発信できなかったり、水分をうまくとれなかったりとか、夏季にかけての事故発生のリスクというのは気になる点かなと思いますので、今同時並行できちんと検討を進めてくださっているということですので、ぜひ周知とか説明を図って、保護者が安心してスクールバスに任せられるような形を実現できればなと思っていますので、意見として述べさせていただきます。

岡本委員

まず、新校舎整備のほうなのではございますけれども、先ほど伊藤委員のご質問からのご説明を伺って事情はわかりました。ただ、当初半年で、新校舎で学べる予定だった子どもたちが学べなくなってしまうと、多分このスケジュールを見て、楽しみにしていたと思うのですね。非常に残念に思っていると思います。今後、地域説明会も開催されるということで、もちろん、

気をつけられると思うのですけれども、子どもたちや保護者への丁寧な説明をお願いしたいと思います。また、もしも可能でしたら、半年学べる予定だった子どもたちが、例えば、卒業するまでの何日間かだけでも学べたり、行事をできたりする時間とかを学校とも相談して、ぜひ持っていただければなと思いました。

スクールバスのほうなのですけれども、先ほど平本委員がおっしゃったことに私も賛成で、不幸な事故もありましたので、今後、対策を考えられると思うのですけれども、重々気をつけていただければと思います。1点、お伺いしたいのですが、これまで中野区内でスクールバスというものを運用したことがあったのかどうか教えてください。あと、もう1点で、今回のスクールバスには、乗る大人は運転手だけなのかどうか、そこも教えてください。

学校再編・地域連携担当課長

今のご質問ですけれども、スクールバスの運行について、今回が初めてということになりますので、他の自治体の例なども含めて研究していきたいと考えております。それから、乗車する大人の数、これにつきましてはまだ決まっておられませんので、これからの検討ということになっております。

以上です。

岡本委員

わかりました。ありがとうございます。

伊藤委員

乗車人数がこれからということでしたので、いろいろ制限はあると思いますけれども、なるべく大人の方がもう1人乗れるような状況をつくっていただけると、安心なのではないかなと思いました。

以上です。

村杉教育長職務代理者

他にご発言はありますか。よろしいですか。それでは本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目、「第1期中野区子どもの権利委員会の中間答申について」の報告をお願いいたします。

子ども政策担当課長

それでは、子ども教育部で所管しております中野区子どもの権利委員会、こちらの中間答申につきまして、資料に沿って情報提供、ご報告させていただきます。

中野区子どもの権利に関する条例に基づき設置した子どもの権利委員会におきまして、区長の諮問に応じ、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画に盛り込むべき理念及び取組等に関することについて、必要事項の調査・審議を進めてきたところでございます。このたび、計4回の委員会での調査・審議を経まして、8月30日に中間の答申を受けましたので、ご報告するものでございます。

1番、中間答申につきまして、別紙にてご説明いたします。別紙の目次をごらんいただけますでしょうか。中間答申につきましては、四つの項目に分かれておりまして、その後ろに付属資料を添付している形となります。

まず、1番、現状と課題でございますが、1ページから(1)子どもを取り巻く現状について、5ページ(2)子どもの権利保障の取組を進めていく上での課題というように整理されております。

次に、2番、子どもの権利保障の基本となる考え方でございますが、7ページから9ページにかけて整理されてございます。

次に、3番、取組の方向性でございますが、10ページから(1)子どもの権利に関する理解促進、11ページで(2)子どもの意見表明参加の仕組みづくり、13ページ(3)子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の充実、14ページ(4)子どもの権利侵害の防止、相談・救済というように整理されてございます。

次に、4番、推進体制及び取組の評価・検証でございますが、17ページに、こちらについては整理されてございます。

最後に、ページ番号はありませんが、次のページからは付属資料としまして、権利委員会への諮問事項、委員名簿等が添付されてございます。

それでは、最初の報告資料にお戻りいただきまして、2番、今後の予定でございますが、中間答申を踏まえまして、推進計画を含む中野区子ども総合計画の策定に向けた検討を進めてまいります。また、第1期中野区子どもの権利委員会への他の諮問事項につきましては、残りの任期の中で引き続き調査審議を行ってまいります。

ご説明については以上になります。

村杉教育長職務代理者

ただいまのご説明につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございました。大変重要な答申だと思っております。その中で、今後の

予定なのですけれども、子ども総合計画の中で検討を進めるというのはわかりました。もう一つ、諮問事項、子どもの権利の保障状況に関することと、推進計画及び子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関することというのは、残りの任期でと書かれているのですけれども、もう少し具体的に何かこのくらいの時間のスパンで、こういうことが予定されているというようなことがありましたら教えていただければと思います。

以上です。

子ども政策担当課長

こちらの第1期中野区子どもの権利委員会の任期としましては、令和4年6月から2年間になりまして、あと1年半ほど任期が残っております。今回は、取り急ぎ、区のほうで総合計画の検討を進めたいということで計画に関する部分のみ先に中間答申という形でおまとめいただいた形になります。残りの1年半の任期の中で、どのような取組を区として実施していけば子どもの権利保障につながるのか、また、こういった形で効果の検証や改善等の提言をしていくのかというところについて、継続的にお話しいただくということをご予定しております。

伊藤委員

よくわかりました。その中で、実際に重要な点を先に出していただいたということだと理解ができたのですけれども、拝見いたしましても、特に、子どもたちの意見を聞く機会が不足しているということなど、大変重要な指摘があったと思っております。

それで、ご質問なのですが、この中間答申、とても大事ですし、こういう機会の欠如を考えても、例えば、学校の先生方がこのような答申が出たことを踏まえて、学校の中でも、子どもたちの意見が出されるように、あるいはそれを聞いて、何かが変わっていくというような教育が行われるようにお考えいただくことが重要ななと思うのですけれども、そうした意味で、この中間答申はどのような形で学校現場に周知されるか、ご存じのことがあったら教えてください。

子ども政策担当課長

こちらの中間答申につきましては、ホームページ等で公表しているものになりまして、また、教育委員会事務局のほうにも情報提供させていただいております。今後、学校等とも連携をしながら学校での取組が進んでいくよう、私たちも条例所管として、働きかけ等をしていきたいと考えてございます。

指導室長

校長会等でもこちらの内容はぜひ周知をしていきたいなと思っています。また、11月20日、こちらが子どもの権利が敷設された日ということで、小学校、中学校でも様々な取組を行ってくださったということを学校のほうからも報告をいただいていますので、今後も伊藤委員がおっしゃったように、子どもたち一人ひとりの考えや意見をしっかりと聞くというような場面、そして、その意見によって何か新しいものを決めたりですとか、これまで当たり前だったことを変えていくという取組は、ぜひいろんな学校でも進めていただきたいと思っていますので、私たちも学校訪問等した際に、管理職の先生方とも意見交換していきたいと考えております。

伊藤委員

ありがとうございます。子どもたちの市民性を成長させていくというか、教育していくというような点でも、子どもたちが大人として生きていく準備として、また、子ども自身の権利として、この中間答申に書かれているようなことが重要であると理解を、ご本人も子どもたちも大人もしていくということはすごく大事だと思いますので、ぜひこういう意見を表明したりすることも、子どもの自然に持っている権利なのだということも含めて、それと同時にそれをどうお互いに大事にしていくかもすごく重要になってくるということ、ぜひ学校訪問などの機会を捉えて、学校現場の先生方にもお伝えいただけると学校現場の先生方も自信を持ってそういったことに取り組んでいただけたらと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

平本委員

ご説明ありがとうございました。大変興味深く読ませていただきました。2点質問がございます。まず1点目、12ページの子ども会議の開催なのですけれども、非常によい取組だと思っています、もし具体的に少しわかれば教えていただきたいのが、この会議に参加する子どもたちというのは、どのようにして選定する形になるのかという部分。やはり限られた形になるのかなという部分が1点と、あと、もう1点、16ページの子育てに不安や負担を抱える保護者への支援という部分なのですけれども、これ、やはりすごく重要な部分だと思っています、子どもに対してのみならず、そこに関わる親御さんが不安を抱えている場面、非常に多いと思いますので、この点で、中野区にできた児童相談所などと具体的なもし連携など考えていたり、決まっているようでしたら、少し教えていただければなと思います。

子ども政策担当課長

まず、子ども会議につきましては、現在は条例の第14条に基づく子ども会議というのを、中野区のハイティーン会議という事業を位置づけてございます。ハイティーン会議に参加する児童・生徒につきましては、中学生と高校生になりまして、毎年公募する形で現在30名程度参加しているものでございます。条例の子ども会議につきましては、ハイティーン会議という風に、現段階は指定しているものでございますが、より幅広く子どもの声を吸い上げていく仕組みについては継続して検討していく必要があるかなと考えてございます。

2点目の、16ページのところの、子育てに不安や負担を抱える保護者への支援というところにつきましては、子どもの権利委員会の審議の中でも、保護者に対する支援や、教職員に対する支援、こういったものを併せてやっていかないと、子どもの権利の保障につながらないのではないかというご意見がありまして、こちらの答申のほうに位置づけているものでございます。こちらの具体化につきましては、子どもの総合計画というのを今つくっているところございまして、その中で様々な支援策を規定していくといったような形で実現をしていきたいと考えてございます。

平本委員

ご説明ありがとうございました。子ども会議の部分なのですが、やはり子どもたち一人ひとり意見を持っていて、私が日常の中で関わるお子さんたちの中でも、例えば、会議に参加したいと意思表示ができるお子さんは、ある意味で限られてくるのですが、意見は言いたいだけでも、こういう人前にさらされるような大きな会議に参加するというのはちょっと尻込みしてしまうとか、そういう子どもたちの意見表明というのもやっぱり隠れていると思うので、何かそういうのも、「子どもたち発信できるんだよ、していいんだよ」という形で、会議に乗せてあげて、一緒に進めていけるような仕組みができればいいかなと考えていますので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

岡本委員

大変貴重な中間答申と受け止めました。いろいろ学ばせていただいたのですが、私は11ページの一番上のほうに、学校の教職員などの大人に対して子どもの権利を学習する機会をつくっていくことも重要だとあります。先ほど指導室長から、校長会でも周知しますというお話だったので、もしかすると今後の検討かもしれないのですが、実際に研修の機会などをつくっていくご予定はありますか。

指導室長

子どもの権利に限らず、やはり学校の中で子どもたち一人ひとりがきちんと大切にされ

る、子どもの人権を大事にするというような取組は日常的に行っておりますので、そういう研修、毎年企画をしておりますけれども、その中でも、この子どもの権利条例の内容については、必ず触れて、学校の中で行っている様々な教育活動自体を常に見直しをかけながらより子どもたちがいきいきと活動できる、そして、自分たちの考えを先生たちに伝えることで学校を変えていけるのだという思いを、ぜひ持たせるような取組は、今後も進めていきたいなと思っていますので、研修のほうも充実させていきたいと考えております。

岡本委員

ぜひそういった方向の学校になっていければなと思うのですけれども、1点、研修も今後取り上げていただけるということで、できれば講義形式の座学ではなかなか頭に入らなかつたり、腹落ちできないところもあるかなと思いました。権利というのはこういうもので、こうすれば、こうしなければいけないと言われて、「わかりました」といって、先生がそうやろうとしても、腹落ちしていなかったら、根本的には行動とかは変わらない可能性があるのかなと思います。ですので、実際にあったケースであったり、ありそうなケースをもとに、皆さんでワークをしたり、それぞれの考えをぶつけ合っていく中で、「子どもの権利ってこういうものなんだ」と、ちゃんと皆さんが腹落ちをするような研修を、ぜひ今後工夫していただければなと思います。

ゆくゆくは先生方が、教育委員会に言われたからこの場面は子どもの権利で、こうだと判断するのではなくて、先生たちが自分で、学校教育生活の中で、これは子どもの権利が守られているかどうかと、自分で気づいていただけることはよいと思います。それが子どもも、自分も気づけることにつながっていくと思いますので、ぜひそういった入り口となるような研修の仕方を工夫していただければなと思いました。

以上です。

伊藤委員

今の岡本委員のご発言を受けてなのですけれども、子どもの権利につきましては、今すぐくわかりやすい絵本ですとか、たくさん子どもたちが読んでもわかりやすいし、大人が読んでも、「ああそういうことなんだな」と理解ができるような資料が一般に刊行されていると思いますので、そういった資料を、例えば、廊下など日常的に目に触れるところに置いてあるような学校の取組も聞いたこともございます。岡本委員も言われていましたけれど、子どもたちも大人も、自分たちの権利をお互いに守り合えるようになるために、やはりそういったものが日常的に目に触れられる、意識できるような、そういったいろいろなアイデ

アが学校から出てくるとすばらしいなと思いますので、11月20日の子どもの権利が誕生した日の前後にもそういった取組があったと思いますので、ぜひよい取組を広めていただいて、そういった資料を学校で買っていただけるように、教育委員会のほうでも仕組みをつくるですとか、様々な形での推進をお願いしたいと思いました。

以上です。

村杉教育長職務代理者

他にご発言はありますでしょうか。それでは、本報告は終了いたします。

次に事務局報告の3番目、「学習支援事業の拡充に係る考え方について」の報告をお願いいたします。

子ども政策担当課長

それでは、子ども教育部で所管しております学習支援事業、本事業につきましては、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの貧困対策として実施しているものでございますが、小中学生を対象に実施しているということから、参考として情報提供するものでございます。

1番、現状・背景でございますが、区においては、生活困窮者である児童生徒の学習習慣の定着及び学力の向上を図ることを目的として、就学援助受給世帯の児童生徒を対象に学習支援事業を実施しているところでございます。現在は、集合型個別指導の形式で実施しており、小学6年生から中学3年生まで約270名が参加しているところでございます。

本事業は、これまでも事業の充実・拡充を図るなど一定の実績や効果を上げてきたところでございますが、学習支援は貧困の連鎖防止に資する重要な事業であり、また、参加者等のニーズを踏まえてより一層の支援、事業の充実を求められているところでございます。

2番、主な課題でございますが、(1)支援対象、①対象学年でございますが、困窮層の子どもの学習の課題、授業の参加者からの早期支援を望む声というのがありまして、こういったことを踏まえまして、現在の小学6年生より早い段階から学習習慣の定着や、学習方法の習得を図る必要がございます。②対象世帯でございますが、ひとり親家庭につきましては、困難に直面しやすく、生活に困窮する家庭も多いため、現行の就学援助受給世帯に加え、支援を必要とするひとり親家庭も対象に加える必要がございます。(2)支援内容、①受講回数でございますが、参加者からの要望等を踏まえまして、学ぶ意欲に応じた学習機会を提供する必要がございます。②指導体制でございますが、小学6年生については中学校

進学を前に基礎学力の定着を図るため、よりきめ細やかな指導を行う必要がございます。

3番、今後の方向性でございますが、(1)支援対象の拡大、①対象学年の拡大でございますが、現在の小学6年生に加え、4、5年生を支援対象とし、段階的に学年を広げていくことを考えてございます。②対象世帯の拡大でございますが、就学援助受給世帯に加え、児童扶養手当受給世帯を対象とすることを考えてございます。(2)支援内容の充実、①受講回数の増加でございますが、中学生においては希望する生徒につきまして、週2回の受講を可能とすることを考えております。②指導体制の充実でございますが、小学6年生については指導体制を充実させ、指導を行うことを考えてございます。

最後に4番、今後の予定でございますが、今回の取組の方向性を踏まえまして、事業拡充に向けて検討を進め、令和5年度以降の実施内容に反映していきたいと考えてございます。

説明については以上でございます。

村杉教育長職務代理者

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。また、大変重要な事業だと考えております。と申しますのも、生活上、保護者の方も大変に苦労されているご家庭におかれましては、子どもさんの学習環境を整えるということが経済面だけでなく、時間的な面ですとか、様々な現実的な制限、制約から難しいことが多いと思うので、そうした中で、保護者とか家庭だけでなく、社会といいますか、地域が子どもたち、自分たちを応援してくれるということを感じることのできる事業だと思いますし、子どもたちも自分たちの力を伸ばす大事な時間になると思いますので、ぜひ拡充をこれからもお願いしたいと思っています。

そこで一つご質問なのですけれども、指導体制の充実のところ、小学校6年生については、体制を充実させと書いてあります。中学生が週2回通えるのはすごくよいと思うのですね。やはり、中学生は学習時間が要求されるというか、必要になってくる学習時間のトータルが長いので、それを考えると週2回というのは本当に重要だと思うのですけれども、6年生の指導体制の充実につきまして、もう少しおわかりになることがありましたら、教えていただければと思いました。

以上です。

子ども政策担当課長

小学6年生につきましては、この事業自体が集合型個別指導という形式でやっております

して、小学生については、今5対1の割合で教える方がつくというような配置になってございます。そのところを生徒に対してつくような大人の方をもう少し割合を上げていきたいというのが、こちらの記述の内容でございます。

伊藤委員

わかりました。ぜひ、細かくどういった点でのつまずきがあるのかとか、どういう学習の方略を用いると学力を伸ばせるのかとか、そういったことも含めた丁寧なご指導をいただくとありがたいと思いました。

それに関連してもう一つご質問なのですが、プライバシーの問題や、学校と全然別の場があるということの意味もすごくありますので、一概に学校との連携というのは考えることはできないと思うのですが、この事業につきまして、何かご指導されている方がご本人のご様子からSOSかもしれませんし、あるいはプラスアルファこういうことがあったらもっと伸びるのにとか、いろいろ感じられることもあるのかもしれないと思うのですが、そういったことを有機的に保護者の方や学校につなげていくような仕組みといたしますか、そういう方法がもし行われているようでしたら、あるいは計画されているようでしたら、教えていただければと思います。

子ども政策担当課長

こちらの事業につきましては、生活困窮者自立法に基づいておりまして、特別区、23区の中でも全ての区で実施しているものになります。どこの区もこちらについては課題になっておりますが、やはりこの対象になる児童生徒の状況と学校との連携というところは個人情報に関係もありまして、なかなか連携が難しいところであるというのは承知してございます。ただ、子どもたち本人のことを考えると、そのところの有機的なつながりがあったほうがより効果が出る部分もあると思いますので、他の自治体の事例も参考にしながら、どういった方策が取り得るかというのは継続して検討していきたいと考えてございます。

伊藤委員

ぜひ、ご本人とかご家族のご意向を大事にしながら、よりよい状況になっていくように、他の自治体の例など見ていただいて、お考えいただくとありがたいなと思いました。

以上です。

平本委員

対象学年の拡大に伴う周知のことについての質問なのですが、小学校6年生に加

えて、4、5年生も対象になると、非常にすばらしい取組だと思っていて、そのタイミングでかなりこの制度を利用できるご家庭も増えるのではないかなと思うのですが、現状の周知状況というか、この制度を利用できる対象世帯全ての方に情報提供が今できている状況なのかということと、その周知の工夫とか、もし何か考えているところ、既に検討されている部分、実施されているところがあったら教えていただければと思います。

子ども政策担当課長

こちらの事業は、就学援助受給世帯を現在対象として行っておりまして、対象者が限定されているものでございます。ですので、周知につきましては、広く周知するというよりも、個別に郵送して、周知をしているところでございます。来年度、また対象が少し拡大しますが、方法としては同様に、個別に郵送でご連絡を差し上げると。ただそのときに、情報発信の工夫としまして、この事業がどういう事業なのか、参加した子どもたちにどういう効果があったのかというところを近年では併せて伝えるようにしておりまして、受講率の向上のほうも取り組んでいきたいと考えてございます。

平本委員

ありがとうございました。

村杉教育長職務代理者

他にご発言はありますか。それでは、本報告は終了いたします。

次に事務局報告の4番目「教育長の臨時代理による事務処理について」の報告をお願いいたします。

指導室長

教育長の臨時代理による事務処理について報告させていただきます。令和4年11月18日の教育委員会において、教育長の職務代理による事務処理の指示を受けた件につきまして、次のとおり臨時代理により事務処理を行いましたので、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

1、指示内容ですが、1点目は中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例、2点目は中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則、3点目は中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例、4点目は中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則についての改正手続でございます。

2、事務処理経過でございます。11月22日に教育長の職務代理による各条例の一部改正手続の決定と、区議会への議案提出依頼をいたしました。11月29日に区議会で議案の審議

を経て可決いたしました。11月30日に一部改正条例の公布、一部改正規則について特別区人事委員会の承認、そして、教育長の臨時代理による一部改正規則の決定及び公布を行いました。

3、主な改正内容でございますが、こちらは以下のとおりとなっております。細かくなっておりますが、それぞれ変更点等お示しをいたしましたので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

村杉教育長職務代理者

ただいまのご説明につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

発言がございませんようですので、本報告は終了いたします。

次に事務局報告の5番目「谷戸小学校増築工事について」の報告をお願いいたします。

子ども教育施設課長

谷戸小学校の増築工事についてご報告をいたします。谷戸小学校につきましては、ここ数年、学級数が増加傾向にございまして、既存校舎内の部屋を改修して、普通教室を確保してきたところでございます。しかし、さらに今後も学級数の若干の増加が見込まれることや、少人数教室のための予備教室を確保する必要性から、下記のとおり、令和5年度より増築工事を予定しているところでございます。

1、工事予定期間でございます。令和5年（2023年）7月から令和6年（2024年）8月までの約1年1カ月でございます。

2、工事場所は谷戸小学校。

3、工事概要でございます。校庭東側の倉庫・児童福祉施設棟、いわゆるキッズ・プラザ棟の横に鉄骨2階建ての校舎棟を増設するものでございます。延床面積は約713.9㎡、普通教室（4教室）のほか、トイレ等々を設置する予定でございます。

(2)既存校舎棟と増築する校舎棟をつなぐ渡り廊下の新設でございます。延床面積23.1㎡。

(3)既存校舎棟、倉庫・児童福祉施設棟のサッシ一部を防火性の高いものに改修するものでございます。別紙1が増築工事後の配置図でございます。その次、別紙2が校舎の平面図でございます。別紙3が増築校舎棟の立面図でございます。別紙4につきましては、増築工事中の使用制限（仮囲い）の予定区域でございます。工事に際しまして、校庭、運動場が使えづらくなってまいります。申し訳ございません。このほか、学級数に応じた給食を提供し

ていくため、増築工事に併せて給食室の改修工事も予定してございます。

ご報告は以上でございます。

村杉教育長職務代理者

ただいまのご報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。後からの増築ということで、なかなか合理的に配置することが難しいと思うのですけれども、これはこのまま仮のものというよりは、増設されずずっと使い続ける、ほかの校舎と同じぐらいの年限で使い続けるということが想定されているという理解でよいかどうかということと。あと、ほかの校舎への影響ということについて、大丈夫かどうか、日陰とかそういったことですね。ということと、あとは、仮囲いがやはり随分とスペースをとるのだなと思ったのですけれども、このあたりは何か工夫ができるのかできないのか。運動場というのは子どもの成長にすごく重要なものだと思いますので、もし何か詳細がわかれば教えていただければと思いました。

以上です。

子ども教育施設課長

一つ目のご質問でございますけれども、今回の校舎棟、増築棟は、鉄骨になりますので、一定期間はしっかりとプレハブ等と違いまして、使用できると思っています。ただ、いつまでかというところでございますが、一番最初にご説明したとおり、谷戸小学校については学級数が増加、児童数が増加してございます。シミュレーションによっても現行から約80名程度増加し、18学級等になって、その後は今のところ減少することが見られませんので、減少しない限り使い続けるということになります。

よって、最後の質問ですけれども、運動場が、この仮囲いがとられたとしても、増築棟で圧迫されていることに変わりございません。つきましては、谷戸小学校の近隣に谷戸運動公園という運動公園を今現在も、西側の体育館棟を改修していて、教室を増築しているのですが、そこも使用期間のときに使わせていただいています。さらに、来年度は学校のほうからも、もう少し利用できないかという状況がございますので、そこを調整していきたいと思っております。

二つ目の質問の、ほかの校舎棟への影響は今のところないということで、検討してきたところでございます。

以上です。

村杉教育長職務代理者

他にご発言はありますか。

その他ご発言がなければ、本報告は終了いたします。

事務局から、その他報告事項はございますか。

子ども教育施設課長

明和中学校の新校舎の供用開始についてご報告申し上げます。明和中学校につきましては、現在工事を実施しているところでございますが、それにつきまして、開校時期について明確にしてごさいませんでした。今、現在、工事は順調に進んでございまして、明和中学校につきましては、開校が令和7年4月ということにご報告させていただきたいと思っております。なお、保護者やお子様、児童の方々についての周知は、1月上旬にお知らせをさせていただくというところでございます。

ご報告でございます。

村杉教育長職務代理者

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

ご発言がなければ、本報告は終了いたします。

学校再編・地域連携担当課長

先ほどのスクールバスの件で1点訂正がありますので、ここで訂正をさせていただきます。

中野区におけるスクールバスの運行におきましては、先ほど、過去に経験はないということで申しあげましたけれども、かつて、肢体不自由学級の運営のための、在籍児童のための送迎バスにつきましては、運行していた時期がございます。人数は数名でしたけれども、送迎バスの運行がありましたので、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

村杉教育長職務代理者

ありがとうございます。それでは、最後に事務局から次回開催についてご報告願います。

子ども・教育政策課長

次回開催でございますけれども、12月9日金曜日午前10時から、開催場所は区役所5階教育委員会室、本日と同じ場所となります。

以上でございます。

村杉教育長職務代理者

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第 36 回定例会を閉じます。

午前 10 時 57 分閉会